

事 務 連 絡
令和元年 5 月 2 1 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

障害児通所支援の提供における安全管理の徹底について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。
先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児 2 名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、事務連絡「児童発達支援の提供における安全管理の徹底について」が発出されました。

都内の各障害児通所支援事業所におかれましては、障害児通所支援の提供にあたり、上記、国通知の内容及び下記事項について十分ご留意の上、障害児通所支援の提供における安全管理の徹底に努めていただくとともに、事故等が発生した場合には、速やかに都及び事業所所在区市町村への報告をお願いいたします。

記

1 事故発生時の対応について

指定障害児通所支援事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下、「基準省令」という。）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 139 号。以下、「条例」という。）等に基づき事業所運営を行っているところですが、事故発生時の対応については、特に以下の法令の規定について、遵守するようお願いします。

(1) 基準省令第 5 2 条（事故発生時の対応）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（基準省令第54条の5、第54条の9、第64条、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14、第79条の規定により準用する場合を含む。）

(2) 条例第50条（事故発生時の対応）

指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。（条例第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9、第83条の規定により準用する場合を含む。）

2 その他

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所においては、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全対策について一層の取組をお願いいたします。

<参考>

○児童発達支援ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf>

○放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>

○施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（東京都通知）

<http://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=067-027>

以上

担当

東京都福祉保健局障害者施策推進部

施設サービス支援課児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374